

甲府法人会たより



写真：小学校における「税金教室」

めざします。企業の繁栄と社会への貢献



令和5年8月

第159号

題字 関 会長



主な内容

会長就任あいさつ
第13回定時総会
甲府税務署長 着任ごあいさつ
タオル等寄贈
源泉部会講習会 等
税金教室
令和6年度税制改正に関する提言
法律相談Q & A
税務相談Q & A

会長就任あいさつ



公益社団法人甲府法人会 会長
一般社団法人山梨県法人会連合会 会長

関 光 良

去る令和5年5月19日に開催された第39回理事会におきまして、会長に選任されました関でございます。何卒よろしくお願い申し上げます。

令和元年5月から重責を果たされたました高野孫左衛門前会長には、2期4年間にわたり法人会活動の舵取りに当たられ、ありがとうございました。会長ご退任後も、顧問といたしまして、今後ともご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

高野前会長は、甲府法人会と山梨県法人会連合会が、共に創立70周年を迎える年にご就任され、法人会の将来に向けた礎となる各種記念事業を成し遂げてまもなく、コロナ感染症の蔓延が始まってしまいました。

法人会活動におきましては混乱が生じ、様々な転換や工夫を迫られる中、

研修会やセミナーでは、これまでの来場型に加えオンラインでの展開、また、理事会や委員会などの各種会議では書面決議の活用等により、事業を進めて参りました。しかしながら、法人会の活動の重要な役割でもあります「各種の交流の場」の開催だけは、見送りをしなくてはならない状況が続

き、法人会の会員の皆様に対して辛抱をお願いせざるを得ない状況にお立場であつたとご推察いたします。

このように対外的な活動が制限される時期でもありましたので、事務局体制の整備を積極的に進めていただきました。職員のスキルアップはもとより、情報ネットワーク体制の整備や不要な書類の整理、甲府法人会館の修繕美化や長寿命化にも取り組んでいただきました。

これからは、高野前会長に築いていただいたこれらの基盤を有効に活用さ

せていただき、更なる発展に取り組んでいきたいと思ひます。

さて、甲府法人会は昭和24年の設立以降、74年におよぶ歴史を積み上げてきております。戦後混乱期の徴税強化の時代、税制は「賦課課税制度」から「申告納税制度」へ大きく転換され、企業経営者が自ら税を学ぶ必要性を認識し設立されたのが「法人会」という組織です。

「自ら行動し、組織を形成し、活動を実践する」という設立の経緯を振り返ると、74年を経過した今こそ「法人会」の存在価値はますます高まっているのではないのでしょうか。

「法人会」は、ご承知の通り「税のオピニオンリーダー」として、公平で健全な税制実現のため、会員企業の皆様の声を立法府等に提言するとともに、税に関する知識の周知・啓発や、租税教育活動を大きな柱として活動する団体です。同時に、甲府法人会としては、地域に立脚した公益法人として、社会貢献活動についても重要なもう一本の柱として位置づけ、様々な活動を展開してまいります。

社会環境が大きく変化する中、私たちの置かれている現実を会員の皆様と議論し、そして発信し、より暮らしやすい社会の実現に向けて、今こそ行動すべき時だと考えております。

そのためには、組織の力が重要になるところです。支部・ブロック単位、業種・業界単位などでの会員増強はもちろんですが、会員間の交流の機会づくりにも力を入れていき、より多くの会員の皆様が活動に参加し、多くの意見が交換できる場を創造していきたいと考えています。

甲府税務署をはじめとする税務当局、ならびに関係団体の皆様との連携を一層すすめて、地域に必要とされる公益法人として益々の発展を目指していきたいと思ひますので、会員の皆様の一層のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

(株式会社 山梨中央銀行 代表取締役会長)

関会長におかれましては、6月20日に開催された山梨県法人会連合会の定期総会におきまして、会長に就任されました。



第13回定時総会を開催

5月19日、甲府記念日ホテルにおいて、第13回定時総会を開催し、会員企業132社が出席しました。

本総会では高野会長の挨拶の後、第39回理事会決議を経て上程された議案の審議を行い、令和4年度決算、役員選任の議案が審議され、満場一致にて承認されました。役員改選では、関光良氏が新会長に選任されたほか新役員を選任しました。

今年度は、新型コロナウイルスの影響により昨年度実施できなかった事業を含め、「税知識の普及・啓発活動」の拡大や、社会貢献事業などに一層力を入れていくことを確認しました。

定時総会後の表彰式では、当会に永年ご尽力をいただいた役員等に対する表彰を行いました。

本年度総会において表彰を受けた方々 退任役員感謝状贈呈

高野 孫左エ門	会長
岸本 良三	副会長
西川 一也	常任理事
望月 英雄	常任理事
中澤 厚男	理事
飯島 忠	理事
河西 秀史	理事
清水 修一	理事
岩下 達也	理事
深澤 由美子	理事
石井 猛雄	理事
秋山 稔	理事
丸山 正和	監事
小澤 一正	理事
保坂 康仁	代理店
甲府法人会功労者表彰受表彰者	
会員増強表彰	
AIG 損害保険(株)	

新役員名簿（敬称略）

会長	関 光良	(株)山梨中央銀行
副会長	佐々木 宏明	山梨トヨタ自動車(株)
	上原 勇七	(株)印傳屋上原勇七

小林 成光	(株)小林製作所
小野 光一	金精軒製菓(株)
近藤 誠	(株)近藤宝飾
専務理事	公益社団法人甲府法人会
酒井 信	(株)清里給油所
常任理事	(株)内田印刷所
奥水 順彦	(株)篠原貿易(株)
内田 博	(株)坂本建運
篠原 義明	(株)イノウエ
坂本 政彦	浅川熱処理(株)
井上 善展	(株)山梨文化会館
齊藤 基樹	(株)テレビ山梨
奈良田 伸司	(株)少國民社
鈴木 淳郎	鶴田電気(株)
依田 訓彦	甲府信用金庫
鶴田 哲嗣郎	
岩下 浩	(株)オギノ
理事	(株)太田工業(株)
荻野 寛二	(株)小林商会
太田 丈三	(株)筒屋醤油(株)
小林 重夫	(株)ホテル舟山
山寺 英一郎	(株)峡南堂印刷所
秋山 勉	湯澤工業(株)
笠井 健夫	(株)国母工業団地工業会
湯沢 基	長谷川醸造(株)
井上 重良	(株)川音運輸
長谷川 正一郎	(株)甲斐延
小澤 博音	アジエ燃料(株)
宮川 武	清水工業(株)
小澤 新一	(株)小笠園
清水 新司	(株)早野組
小松 茂仁	(株)相原商事
早野 正泰	寺井木材(株)
寺井 英仁	(株)相原商事
相原 紀幸	井口工業(株)
井口 和則	(株)常磐ホテル
笹本 健次	(株)依田商店
依田 道徳	龍王産業(株)
相川 幹夫	
阿部 格治	(有)さのやタクシー
矢部 兵衛	(株)シンゲン
鈴木 浩文	鈴木製菓(株)
中村 国男	(株)中村建設
丸茂 正樹	(株)マルモ
望月 慎太郎	大栄設備(株)
山村 一	(株)バロン宝飾
笹本 清美	白根運送(株)
浅川 重直	(有)浅川建工
栗山 直樹	(株)栗山商店
高村 隆義	(株)ユニオックス
雨宮 俊彦	(株)マンゲン
金井 一憲	宏和建設(株)
荻原 眞次	(有)荻原組
浅川 俊之	(有)浅川興業
望月 英昭	山梨県機械金属工業団地(協)
原田 邦夫	山梨交通(株)
宿沢 一六	(株)ネオシステム
加藤 吉一	(株)コンピュータマインド
田中 茂樹	(税)ボライト田中会計
伴野 公亮	(株)古名屋
飯沼 良二	(株)ジュエリーイスマ
清水 栄一	(株)フォネット
雨宮 恵美	(有)雨宮オートボディー
萩原 真	サービス
田中 雅貴	(有)萩原石油
野田 清紀	(株)カルク
竹井 幹	(株)清月
名取 政義	山梨北開発興業(株)
北原 正倫	(株)丸政
諸平 あゆみ	山梨住宅工業(株)
有野 義人	マコト医科精機(株)
大木 賢太郎	中部食品(株)
飯島 明美	(株)オオキ
監事	(株)入兆
梅本 実	九十山梨製パン(株)
丹沢 始	(株)丹沢電機
久武 慎一	(株)マネージメント企画

着任のごあいさつ



甲府税務署長 穴澤 靖

残暑の候、公益社団法人甲府法人会の皆様には、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

この度の人事異動で甲府税務署長を拝命し、東京国税局課税第二部酒類監理官から転任して参りました穴澤でございます。前任の福井同様、よろしくお願い申し上げます。

関会長をはじめ甲府法人会の皆様には、平素から円滑な税務行政の運営に格別の御理解と御協力、御支援を賜り厚く御礼申し上げます。

甲府法人会の皆様におかれましては、「税のオピニオンリーダー」として企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」という理念の下、税の啓発、税知識の普及を目的とした各種研修会の開催や小学校での租税教室への講師派遣、税に関する習字展、税に関する絵はがきコンクール作品募集、オンラインによる「親子で学ぶ税金教室」など、次の世代を担う子供達への租税教育に積極的に取り組まれました。

また、「企業の税務コンプライアンス向上のための自主点検チェックシート」の活用呼びかけなど、適正な申告納税制度の実現に向けた各種の事業を展開されるとともに、社会福祉施設へのタオル等の寄贈など、社会貢献活動も積極的に実施しております。皆様のこういった活動は、私も税務行政に携わる者として大変心強く感じますとともに、関会長をはじめ会員の皆様の熱意に心から敬意を表する次第であります。

私も、このような甲府法人会の活動に対しまして、引き続き相互の信頼関係、連携を大切に、緊密な協働関係を維持しつつ、皆様の活動の一助となれますよう、各種研修会への講師派遣など、できる限りお手伝いをさせていただきます。

さて、本年10月1日から消費税のインボイス制度が開始されます。甲府法人会の皆様には、税務署と連携した説明会の開催、スポットCMによる制度の周知・広報等に御協力いただきまして

ありがとうございます。インボイス発行事業者の登録をされた事業者の方は、売上先や仕入先との連絡や確認などの対応を進めていただき、またこれから登録をされる予定の事業者の方は、eTaxを通じて早期の登録申請をお願いいたします。私もいたしましては、個々の事業者の方々に寄り添った二層丁寧な周知・広報に努めてまいりる所存ですが、従前から税務署の広報に御協力いただいている甲府法人会の皆様に、なお一層のお力添えを賜りますよう、この場をお借りしてお願い申し上げます。

また、国税庁ではあらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、オンラインの利用を推進しています。特に「キャッシュレス納付」は、納税者の利便性向上と社会全体の現金管理に伴うコスト削減のほか、デジタル化による利便性の高い非対面の納付手段として有効と考えており、令和7年度末までに利用割合を4割とすることを目指しております。従来、甲府法人会の皆様には「納付書レス・キャッシュレス納付推進プロジェクト」による周知・広報において多大な御協力をいただいておりますが、今後とも御協力を賜りますとともに、まだ、御利用いただいていない会員の皆様には、是非、ご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

最後になりますが、公益社団法人甲府法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御事業の御繁栄を

心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。

令和5事務年度・法人系統職員新旧対照表

(令和5年7月10日)

官 職	新 メ ン バ ー		旧 メ ン バ ー	
	氏 名	前 任 署 等	氏 名	転 任 先 等
署 長	穴澤 靖	東京国税局 課税第二部 酒類監理官	福井 秀二	ご 退 職
副 署 長	稲田 統由起	東京国税局 調査第二部 調査総括課 課長補佐	関川 進	税務大学校 総合教授
法人課税第1部門 統 括 官	中島 幹夫	(留 任)	中島 幹夫	(留 任)
法人課税第2部門 統 括 官	鎌田 晃	相模原税務署 法人課税 第2部門 上席調査官	赤川 寿治	日本橋税務署 審理専門官 (源泉所得税担当)
法人課税第1部門 法 人 審 理 担 当	吉野 鎮	鉾沢税務署 法人課税 部門 上席調査官	玉浦 将憲	板橋税務署 法人課税 第1部門 連絡調整官
法人課税第2部門 源 泉 審 理 担 当	津田 伸介	甲府税務署 法人課税 第2部門 上席調査官	田中 南海子	京橋税務署 国際税務 専門官付 上席調査官

女性部会・青年部会の定時総会を開催

女性部会長に飯島朱美氏を再任、新青年部会長に大木賢太郎氏

5月11日、女性部会及び青年部会の第13回定時総会を古名屋ホテルにおいて開催しました。甲府税務署の福井署長、親会から関副会長にご出席いただきました。

最初に行った女性部会の定時総会では、令和4年度の事業報告と令和5年度の事業計画が満場一致にて承認され、さらに本年は役員改選の年にあたり、飯島部会長が再任されました。

次に行った青年部会の定時総会では、令和4年度の事業報告と令和5年度の事業計画が満場一致にて承認されました。また青年部会も役員改選の年にあたり、高村部会長が退任され、新たに大木賢太郎氏が青年部会長に選任されました。

新役員名簿（敬称略）

女性部会

部会長

飯島 朱美（株）入 兆

副部会長

東條 初恵（株）シラネバック

秋山加代子（株）ホテル舟山

新海比呂栄（株）新海不動産業

雨宮 恵美（有）雨宮オートボディーサービス

湯沢 律子（株）湯沢工業（株）

三澤 早苗（株）三澤工業

永井 理恵（株）東邦観光サービス（有）テラワン

内藤 誠子（有）テラワン

理事

中村 友恵（株）中村建設

飯野みづほ（株）アルファジェエリー

早川 悦子（中央ベニヤ（株）

堀内 直子（丸市倉庫（株）

石井 敦子（疾測量（株）

荒井 房子（株）荒井建材



再任された飯島部会長

野田みゆき 昭和建設工業（株）

岸本 敏江 敷島金属工業（株）

相談役

深澤由美子 熊野屋物産（株）

大木賢太郎（株）オオキ

青年部会

部会長

大木賢太郎（株）オオキ

丸茂 正樹（株）マルモ

鮫田 光一（有）国際勧業（株）

中沢 雄一（有）中沢実業

遠藤 宗和（有）インシユランス相和

幹事

藤田 尚晋（株）ディナック中日本

日原 孝樹（株）早野組

坂本 哲啓（株）早野組

笠井 健弘（株）峽南堂印刷所

長澤 修（株）ソネット

竹野 幹男（株）司法書士事務所

大木 幸人（有）大木自動車
齊木 良太（株）サイキ宝飾

監事
相原 紀幸（有）相原商事
高村 隆義（株）ユニオックス



青年部会長に選任された大木新部会長



青年部会長を退任された高村前部会長

法人会女性部会

いちごプロジェクト

節電にご協力ください。

無理なく 無駄なく 快適に

「いちごプロジェクト」とは？

「いちご」のネーミングは、2011年夏の節電目標「15%」に由来しています。いちごは「毎年実をつける多年草」であり「全国各地で広く栽培」されます。そのイメージを毎年女性部会が全国的に継続して取り組む社会貢献活動に重ねました。

社会貢献活動

会員から寄せられたタオル等を寄贈

7月26日、甲府法人会と山梨県法人会連合会は、定時総会の出席者などから寄せられたタオル、石けん、ティッシュ、使用済み切手などの品々を、山梨県と山梨県社会福祉協議会に寄贈しました。

寄贈式では、関会長から山梨県福祉保健部健康長寿推進課の清野課長、山梨県社会福祉協議会の高野会長に、それぞれタオル等をお渡ししました。これらの品々は、山梨県と山梨県社会福祉協議会を通じて、県内の福祉施設などに贈られます。



寄せられた品々

タオル類	842 枚
石けん類	97 個
箱ティッシュ	74 個
ポケットティッシュ	340 個
マスク	150 枚
使用済み切手	9.9kg
未使用切手	55 枚
未使用ハガキ	111 枚
未使用テレホンカード	4 枚



山梨県社会福祉協議会への寄贈



山梨県への寄贈

女性部会 日帰り研修

7月14日女性部会による日帰り研修会が実施されました。

今回は女性部会員14名が参加し、東京・日本橋の三井記念美術館において三井グループの元祖三井高利と越後屋道井家創業期の事業と文化について鑑賞しました。

また、老舗「うなぎ割烹 大江戸」の社長から、日本橋の歴史についての講話をいただき、おいしいランチもいただきました。

忙しい毎日をご過ごしている女性部会員にとって「心の充電」が出来た楽しい一日になりました。



日帰り研修参加者

女性部会後援 ピアノコンサート

6月17日、山梨市花かげホールにおいて、「メキシコ・日本外交樹立135周年記念コンサート」が開催され、甲府法人会女性部会が後援しました。

メキシコ出身で世界を舞台に活躍するピアニスト アレハンドロ・ベラ氏のほか、やまなし大使でもあり国内外で聴衆を魅了するオペラ歌手本岩孝之氏、甲州市出身の元ロシア国立クレムリンバレエ劇場プリンシパル 小池沙織氏も出演されました。女性部会員は、駐車場や会場の案内・誘導を行い当日のサポートをしました。



アレハンドロ・ベラ氏と本岩孝之氏と参加者の皆様



「源泉部会講習会」 がスタート

源泉部会講習会は、6月21日に甲府会場、27日に韮崎会場の第1回を開催しました。両会場とも初級講座と上級講座を行い来年1月までの全6回がスタートしました。

講師は甲府税務署源泉所得税担当の田中上席調査官が務めました。

本講習会は研修内容により、受講したい内容の日程だけのご参加も可能です。多くの皆様のご参加をお待ちしています。

令和5年度 源泉部会講習会 講習要項（初級講座）

	月 日	研 修 項 目	研 修 内 容
第3回	甲府会場 9月15日(金) 韮崎会場 9月14日(木)	特殊な給与・現物給与の取り扱い	○課税・非課税となる給与 ○各種手当・物品支給・経済的利益
第4回	甲府会場 10月13日(金) 韮崎会場 10月11日(水)	年末調整事務 【初心者向け講座】	○年末調整のしかた(概要解説及び問題演習) ○年末調整の電子化
第5回	甲府会場 11月2日(木) 韮崎会場 11月7日(火)	年末調整事務(各種用紙配布) ※初級講座・上級講座合同開催	○年末調整のしかた ○法定調書の作成と提出 ○給与支払報告書の書き方と提出
第6回	甲府会場 1月24日(水) 韮崎会場 1月19日(金)	給与所得者の確定申告 ※初級講座・上級講座合同開催	○年末調整で受けることができない控除 ○給与所得者で確定申告が必要となる場合

令和5年度 源泉部会講習会 講習要項（上級講座）

	月 日	研 修 項 目	研 修 内 容
第3回	甲府会場 9月15日(金) 韮崎会場 9月14日(木)	特殊な給与・現物給与の取り扱い	○課税・非課税となる給与 ○誤り易い事例 ○各種手当・物品支給・経済的利益
		年末調整の電子化	○電子化のメリット 等
第4回	甲府会場 10月13日(金) 韮崎会場 10月11日(水)	海外派遣社員給与の取扱い等	○居住者非居住者の判定 ○出国後に支払う賞与等の課税 等
		非居住者、外国法人に支払う所得の源泉徴収事務	○源泉所得税の課税対象となる支払 等
第5回	甲府会場 11月2日(木) 韮崎会場 11月7日(火)	年末調整事務(各種用紙配布) ※初級講座・上級講座合同開催	○年末調整のしかた ○法定調書の作成と提出 ○給与支払報告書の書き方と提出
第6回	甲府会場 1月24日(水) 韮崎会場 1月19日(金)	給与所得者の確定申告 ※初級講座・上級講座合同開催	○年末調整で受けることができない控除 ○給与所得者で確定申告が必要となる場合



会場とオンラインでの実施

6月7日、本年10月からスタートする予定の「インボイス制度」の概要と、国税関係の帳簿書類に関する電子帳簿保存の経理事務についての研修会を開催しました。26名の会場参加と48名のオンライン視聴をいただきました。

講師は甲府税務署の玉浦上席調査官が務め、具体例を提示しながら、解りやすく説明していただきました。

研修会終了後には、会場参加者から多くの質問が寄せられました。

「インボイス制度・ 電子帳簿保存の経理事務」 研修会をハイブリッド開催

青年部会・女性部会が実施した「税金教室」

実施日	学 校 名	講 師
5月16日(火)	韮崎市立韮崎北東小学校	飯島朱美 氏 (女性部会) 秋山加代子 氏 (女性部会)
5月18日(木)	南アルプス市立白根源小学校	高村隆義 氏 (青年部会) 日原孝樹 氏 (青年部会)
5月23日(火)	甲府市立中道北小学校	大木賢太郎 氏 (青年部会) 鮫田光一 氏 (青年部会)
5月30日(火)	甲斐市立敷島小学校	飯島朱美 氏 (女性部会) 秋山加代子 氏 (女性部会) 永井理恵 氏 (女性部会)
6月14日(水)	甲府市立北新小学校	坂本哲啓 氏 (青年部会) 笠井健弘 氏 (青年部会)
7月11日(火)	南アルプス市立落合小学校	大木賢太郎 氏 (青年部会) 丸茂正樹 氏 (青年部会)
7月18日(火)	中央市立三村小学校	雨宮恵美 氏 (女性部会) 内藤誠子 氏 (女性部会)
7月19日(水)	北杜市立武川小学校	高村隆義 氏 (青年部会) 遠藤宗和 氏 (青年部会)

甲府法人会では、青年部会と女性部会を中心に租税教育活動の実施に力を入れていきます。特に小学校を訪問しての「税金教室」の開催をその活動の柱としており、小学校の1学期である4月から7月にかけての「税金教室」の

開催状況は左の表のとおりです。小学校8校において11回の「税金教室」を開催し、合計282名の児童に受けていただきました。引き続き2学期以降も積極的に取り組んでいきます。

小学校において「税金教室」を開催



5月16日(火) 韮崎市立韮崎北東小学校



5月18日(木) 南アルプス市立白根源小学校



7月11日(火) 南アルプス市立落合小学校



7月19日(水) 北杜市立武川小学校 1億円の模擬紙幣に興味津々

令和6年度 税制改正に関する アンケート調査結果

(令和5年4月実施)
対象件数 3,090社
回答数 339社
回答率 11・0%

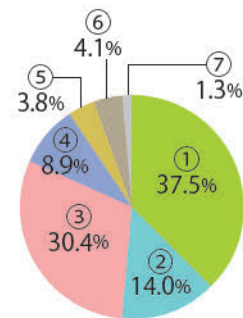
甲府法人会では、本年4月に「税制改正に関するアンケート調査」を実施しました。このアンケート調査は全会員企業を対象に実施し、本年は339社の会員企業の皆様からご回答をいただき、当会の「令和6年度税制改正に関する提言」の参考とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございます。



Q1 中小企業向け税制

令和6年度税制改正を検討するにあたり、中小企業向けの税制で特に重視すべき点について、以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① 法人税の軽減税率の特例(15%)の本則化等
- ② 設備投資研究開発を促進する税制の拡充
- ③ 雇用拡大・賃金引上げを促進する税制の拡充
- ④ 役員給与の損金算入の拡充
- ⑤ 交際費課税の損金算入枠の拡大
- ⑥ 欠損金の繰戻還付制度の拡充
- ⑦ その他



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合計
228	85	185	54	23	25	8	608

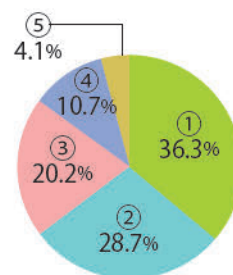
Q2 法人関係／企業の賃上げ

政府は、「インフレ率を超える賃上げ」を目指しておりますが、物価が高騰する中、中小企業の賃上げが大きな課題となっております。令和4年度税制改正において、積極的な賃上げ等を促すための税制措置が講じられていますが、あなたの会社では今年の賃上げについてどう対応しますか。

Q3 消費税／インボイス制度①

令和5年10月1日から導入される「インボイス制度」について、インボイスを交付するためには「適格請求書発行事業者」の登録申請が必要となります。あなたの会社における登録申請状況をお聞かせください。

- ① 課税事業者であり、登録申請をした
- ② 課税事業者であり、これから登録申請する
- ③ 免税事業者ではあるが、登録申請をした
- ④ 免税事業者ではあるが、これから登録申請をする
- ⑤ 免税事業者であるが、登録申請をするか検討中である
- ⑥ 登録申請をする予定はない
- ⑦ その他

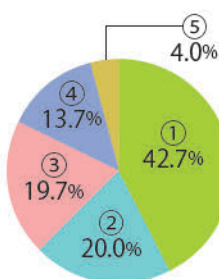


①	②	③	④	⑤	合計
115	91	64	34	13	317

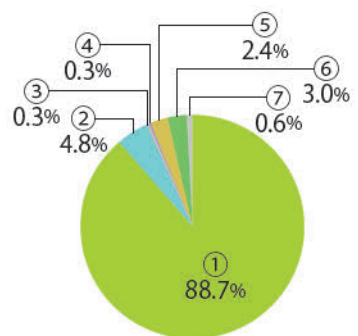
Q4 消費税／インボイス制度②

課税事業者の方(現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む)にお聞きします。インボイス制度導入後の免税事業者との取引についてお考えをお聞かせください(免税事業者の方は、空欄のままで結構です)。

- ① これまでと変わらず取引を行う
- ② 課税事業者にならなければ取引は難しい
- ③ 6年間の経過措置等が終了するまでは取引を行うが、その後については検討していない
- ④ 取引をするかしないかについて検討していない
- ⑤ その他



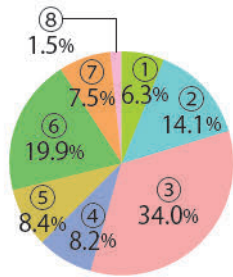
①	②	③	④	⑤	合計
128	60	59	41	12	300



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合計
297	16	1	1	8	10	2	335

Q6

事業承継／事業承継の形態
あなたの会社を事業承継するに当たって、どのような形態を考えているか、お聞かせください。

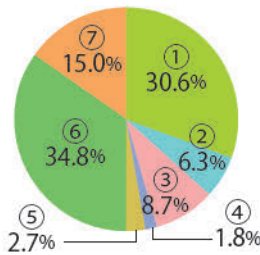


①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
33	74	178	43	44	104	39	8	523

Q5

消費税／インボイス制度③
課税事業者の方（現在は免税事業者ではあるが、課税事業者となる予定の方も含む）にお聞きします。インボイス制度導入に際し、あなたの会社で特に懸念される点があれば、以下より2つ以内で選んで下さい（免税事業者の方は、空欄のまま結構です）。

- ① 税務データ処理の機器など新たな設備投資
- ② ソフトウェアの変更や新規購入
- ③ 煩雑な経理処理や事務処理
- ④ 事務負担の増加による人件費の負担増
- ⑤ インボイス制度についての社員教育
- ⑥ 免税事業者との取引
- ⑦ 特に問題なく対応できる
- ⑧ その他



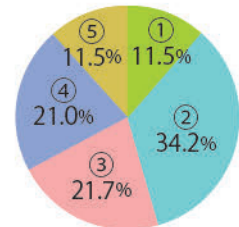
①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合計
102	21	29	6	9	116	50	333

Q7

事業承継／事業承継税制
政府は、事業承継を促進するための税制支援策を講じています。これまでの改正を踏まえて、事業承継税制について特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。

- ① これまでの改正で十分であり、当面は利用状況を注視する
- ② 相続時精算課税制度など生前贈与制度の更なる拡充を求める
- ③ 納税猶予制度の特例措置の更なる拡充や適用期限の延長を求める
- ④ 欧州主要国のように、事業用資産を他の一般資産と切り離し、事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設を求める
- ⑤ その他

- ① 子に事業承継する
- ② 子以外の親族に事業承継する
- ③ 親族外に事業承継する
- ④ 事業を売却する
- ⑤ 事業承継はせず廃業する
- ⑥ 当面、事業承継を行う予定はない
- ⑦ その他

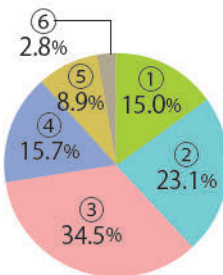


①	②	③	④	⑤	合計
50	148	94	91	50	433

Q8

相続税贈与税
令和5年度税制改正では、資産移転の時期に対する中立性を高めていく観点から、相続開始前に暦年課税贈与があつた場合、相続財産に加算される生前贈与の期間を3年から7年に延長する等の見直しが行われました。また、相続時精算課税制度については、資産の早期の世代間移転を促進する観点から、同制度を選択後も毎年100万円以下の贈与については贈与税の申告が不要となる等の見直しが行われました。今回の改正により、若年世代への資産移転が促進すると思いますか。

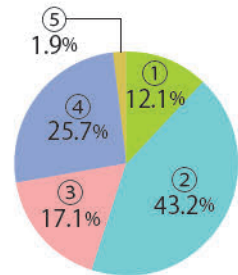
- ① 生前贈与が促進されると思う
- ② 生前贈与が少しは進むと思う
- ③ 生前贈与が進むとは思わない
- ④ わからない
- ⑤ その他



①	②	③	④	⑤	⑥	合計
71	109	163	74	42	13	472

Q9

地方税／固定資産税
地方の自主財源として大きなウェイトを占める固定資産税は、その税収が景気に左右されないことから地方税に適していると言われていました。その一方で、負担感の高まりなどから抜本的な見直しが必要との意見があります。固定資産税を見直すとした場合、特に重視すべき点を2つ以内で選んで下さい。



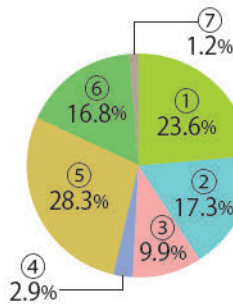
①	②	③
38	136	54

④	⑤	合計
81	6	315

Q11

**防衛力強化に係る財源確保のための
税制措置**

政府は、防衛力の抜本的な強化を行うに当たり、歳入・歳出面から安定的な財源を確保することとしており、必要となる財源の一部を増税で対応することとしています。この点についてどう考えますか。



①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	合計
138	101	58	17	165	98	7	584

Q10

地方の行政改革

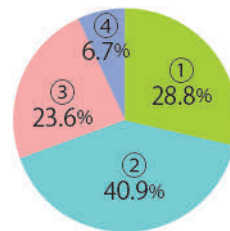
行政改革を推進するためには、国ばかりでなく地方においても自立、自助の体質構築が求められます。特に優先すべき検討課題を以下より2つ以内で選んで下さい。

- ① 国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲
- ② 地方税財源の充実
- ③ 広域行政による効率化
- ④ さらに市町村合併の推進による基礎自治体の拡充
- ⑤ 地方議会のスリム化と納税者視点に立ったチェック機能の確立
- ⑥ 地方公務員給与の適正化など行政のスリム化
- ⑦ その他

Q12

税と社会保障

パート等が就労調整を行う要因の一つとして、社会保障や税制上の扶養に影響する「年収の壁」があると言われています。さらに、最低賃金の引き上げにより、扶養の範囲内で働くには就労可能時間が今までより少なくなってしまうことから、人手不足で悩む中小企業にとっては深刻な問題となっています。あなたの会社においてパート等の就業調整による影響について、お聞かせください。

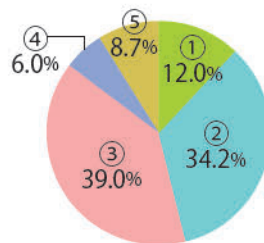


①	②	③	④	合計
90	128	74	21	313

■会員区分

	回答数
税制委員	10
役員（税制委員を除く）	25
一般会員	263
合計	307

【ご回答いただいた内訳】



①	②	③	④	⑤	合計
40	114	130	20	29	333

（参考）「年収の壁」には所得税が発生する103万円、一定条件を満たすと厚生年金や健康保険に加入して新たに社会保険料が発生する106万円及び130万円、配偶者特別控除の縮小が始まる150万円などがあります。

■前事業年度の 申告状況

	回答数
黒字申告	242
赤字申告	67
回答保留・その他	20
合計	329

■従業員数

	回答数
4人以下	65
5～19人	116
20～99人	109
100～299人	26
300人以上	15
合計	331

■資本金

	回答数
1千万円以下	149
1千万円超～5千万円以下	128
5千万円超～1億円以下	29
1億円超～3億円以下	6
3億円超～5億円以下	5
5億円超	8
合計	325

■主たる業種

	回答数
製造業	72
建設・土木・不動産	76
卸売・小売・飲食	68
サービス	56
その他	58
合計	330

税制委員会

令和6年度の税制改正に関する提言を決める

甲府法人会および山梨県法人会連合会は「令和6年度税制改正に関する提言」を協議するための税制委員会を開催しました。

前ページまで記載の「税制改正に関するアンケート調査」の回答と

委員会からの意見を参考に以下の提言内容に決定して、公益財団法人

全国法人会総連合に提出しました。

一般社団法人山梨県法人会連合会 令和6年度税制改正に関する提言

〈総論〉

令和5年度税制改正は政府の「持続可能で格差の少ない強い成長の基盤を作り上げる」という「新しい資本主義」実現という理念に基づいて改正が行われた。

法人税制については研究開発税制で投資増加のインセンティブの強化や中小企業者等の法人税軽減税率の特例の延長等が行われた。

個人所得税では家計の資産を貯蓄から投資へ積極的に振り向けるため、株式の運用益が非課税になるNISA(少額投資非課税制度)の抜本的拡充・恒久化、さらに公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、贈与税では子や孫への教育資金を一括

贈与する場合の非課税措置の見直しなどが行われたが、今回の改正では成長促進だけが先行して格差是正は後回しになっている。

また、今回の大綱には大幅に増やす防衛予算をまかなう目的で法人税や所得税、たばこ税の増税も記された。抜本的に防衛予算を増やすのであれば安定財源の確保は必要であるが今回の大綱では富裕層への優遇がほとんど是正されず国民に税負担を求めても説得力は乏しい。

税金は社会が必要とする行政経費を国民で分かち合うために存在する。能力に応じた負担を求める税制の機能を回復させることが政府に課された責務である。

財政健全化に向けて

内閣府が1月に公表した財政健全化の指標となる国と地方の基礎的財政収支(プライマリーバランス≡PB)の黒字化の試算によると2025年の収支は高い経済成長が実現した場合でも1兆5千億円の赤字で歴史的な防衛費の増額などで赤字幅は2022年7月の試算より1兆円の悪化となり、PBの黒字化は2026年度とし黒字幅は2,5兆円との試算が出ている。

歳入については、防衛費増額のための法人税、所得税などの増税時期が先送りされたことから増税分が税収に盛り込まれていない。税収全体では前回試算に比べて2022年度の税収が約3兆円上回ったことから23年度以降も上ぶれ、25年度でもこれまでより2兆円多くなると試算された。

こうしたシナリオは24年度以降の実質成長率2%程度、名目成長率3%を見込んでいるが名目成長率が3%を超えたのは過去20年間で1度だけで前提が甘いと言わざるをえない。

歳出については、新型コロナウイルス禍を名目に膨張を続けてきた。当初は規律を守るが、国内総生産ギャップを埋めるという根拠の薄い理由から巨額の補正予算を決め、歳出の本身はあらかじめ積み上げたものではなく使途が決まらないまま予備費や基金に積み込まれた。

2020年度以降のわが国の補正予算の規模は例年の3兆円程度から、20年度73兆円、21年度36兆円、22年度31,6兆円と大きく膨れ上がったままで予算の無駄遣いにつながっている。膨張しきった予算を根っこから見直し、歳出を具体的項目ごとに見直し数値の入った改革の工程表を作る必要がある。

社会保障制度について

岸田首相が掲げる異次元の少子化対策として、政府は社会保険の枠組みを使い、会社員らが支払っている保険料への上乘せや事業者が全額負担する子ども・子育て拠出金を増額して児童手当の拡充などの少子化対策案が浮上している。

この社会保険料上乘せには、現役世代に負担が偏り、一律上乘せなら中低所得者に不利、企業も負担増となり賃上げに悪影響、また、リスクに備える保険本来の趣旨にそぐわないなどの課題がある。

かつて小泉内閣時代に小泉首相の「国民から増税の方がいい」という声が出るまで歳出改革をやれ」という指示のもとに「歳出・歳入一体改革」が行われ、社会保障費、公共事業費、人件費など広範にわたってメスが入った。

そもそも財源がなければ、支援拡充は絵に描いた餅である。徹底した「歳出・歳入改革」行い高齢者に偏る社会保障を見直し、負担をどう分かち合うか国民的議論が不可欠である。

行政改革の徹底について

コロナ禍の影響で、財政の悪化が深刻化する形になった、このような状況で財政健全化及び社会保障の安定財源を確保するために、増税は不可欠であり、国民に負担を課するのであるから、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき、自ら身を削らねばならず、議員定数の削減、歳費の抑制、政党助成金等を削減するなど行政改革を徹底すべきである。

国会議員の調査研究広報滞在費について

国会議員の歳費とは別に毎月支払わ

れている100万円の調査研究広報滞在費は、2021年に見直し論が浮上し、昨年の通常国会で与野党が「今国会中に結論を得る」と合意したにもかかわらず空約束に終わり、その後の臨時国会でも進展はなかったなどの状態にある。

調査研究広報滞在費は、使途を公開する義務がなく国会議員が自由に使える「第2の財布」といわれている。

国民に負担を求める増税論議の一方で自分達の特権を手放さないのは虫が良すぎる。与野党が一致して早々に法改正を実現すべきである。

マイナンバー制度について

マイナンバー制度は行政事務の効率化を目指して2016年に利用が始まり、最大2万円分のポイント事業などにより本年5月末時点で人口の72.4%までカードの普及が進んだが、一方、マイナカードに絡むトラブルが相次いでいる。

このような中、政府は6月2日にマイナンバーに関する関連法を改正し、2024年秋に現行の健康保険証を廃止して「マイナ保険証」に一本化することを決定した。

また、マイナンバーの年金受給口座とのひもづけを進めるほか運転免許証との一体化やスマートフォンへの搭載等対象範囲を広げようとしているが、全ての医療機関がマイナ保険証に対応するのは容易ではないという、マイナ保険証に別人の情報をひもづけるミスや公金受取口座の誤登録、カード取得者が受け取る「マイナポイント」の別人への付与などのトラブルは元をただせばカード普及を急いだ弊害があらわになった格好である。

政府は真のデジタル社会の実現に向けて、十分な期間を設け、国民の不安・不信を払拭するための強固な個人情報保護やセキュリティ面に十分留意したシステムを構築し国民の理解を得るべきである。

税制関係

租税特別措置の見直しについて

租税特別措置は特定企業や研究開発の支援、地域振興といった政策目標を達成するため、税制上の特例として「研究開発減税」や「住宅ローン減税」など367項目（2022年1月現在）があり、税負担が優遇されているが、この特例を規定する租税特別措置法の第1章第1条には「この法律は当分の間」となっていて、あくまで一時的な措置であったはずであるが恩恵を受ける業界にとっては既得権益になっている。

財務省が国会に提出した資料によると、2020年度の租税特別措置による税収の減収額は8兆円を超え、同年度の税収の約13%に及び消費税でいえば約3%に相当する。

法人税関連の租税特別措置については、2010年度にできた「租税特別措置の透明化法」に基づいて摘要実態が公表されているが、適用先の企業名や税の減収額は非公開になっている。法人税関連の措置はそのチェックを総務省が点検しているが2021年度の点検対象となった30件のうち23件は客観的なデータがなく不備を指摘された。また、法人税関連以外については総務省の点検対象外となっている。

減収額が税収全体の1割を超える規

模にもかかわらず、情報公開や効果のチェックが不十分で「隠れ補助金」とも呼ばれている。防衛費の拡大などが見込まれ、増税圧力が強まるなかで情報公開やチェックが不十分なままでは国民の理解をえるのは難しい。

税負担を優遇しておいて十分に検証されていないのは重大な問題であり、それぞれの租税特別措置が有効なのか根本から見直すべきである。

法人税関係

1. 法人税改革について

令和5年度の税制改正で売上高が1,000億円以上の企業を対象に法人税負担が15%を下回る国での不足分を日本の親会社の税に上乗せするグローバル・ミニマム課税が令和6年度に導入することが盛り込まれ、法人税収の増加が予想されるが、法人税の高い、低いを判断するには法人税、法人住民税、法人事業税を合わせた実行税率ではなく企業の実際の税負担の多寡を示す数値が必要で近年の実際の税負担率は20%を下回り、とくに巨大グローバル企業の負担率は低く、一方、中小企業は法定税率に近い負担になっている。

日本経済の基盤である巨大企業が実際にどの程度の税負担をしているのか、それを踏まえた議論が必要である。

2. 中小企業の活性化について

中小企業は、地域社会経済の担い手であるとともに日本経済の礎でもある。昨今、コロナ禍にとどまらず自然災害

も多発し、かつ大規模化し中小企業を取り巻く環境が一段と厳しさを増している。中小企業の持続可能な税制の確立を求める。

(1) 法人税率の軽減措置等

中小企業に適用される軽減税率の特例15%の延長措置が継続的ななされているが、時限措置でなく本則化すべきである。また、軽減税率の適用所得金額を800万円以下から1,600万程度に引き上げるべきである。

中小企業の技術革新など経済活性化及び設備投資支援に資する措置として、以下のとおり制度を拡充し、延長措置ではなく本則化すべきである。

①「中小企業投資促進税制」については、対象業種・対象設備を拡充し、中古、貸付の用に供する設備も含める。

②「少額減価償却資産の特例」については、取得価額の損金算入の上限（合計300万円）を撤廃し、全額を損金算入とする。

③「中小企業経営強化税制」等を適用する際には、対象業種・対象設備・措置内容を拡大し、手続きを簡素化するとともに事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については、弾力的に対処すべきである。

(2) 受取配当等の益金不算入制度の見直しについて

現行の受取配当金等の益金不算入制度は株式の100%を保有する完全子会社や持ち株比率が3分の1を超える関係会社からの株式配当金は全額が益金不算入になっている。

また、株式等保有割合5%超3分の1以下の企業からの配当金は50%を益金不算入、株式等保有割合が5%以下

の場合は配当金の20%が益金不算入となっていて課税ベースを縮小している要因となっている。

この受取配当金の課税除外は株式投資の配当だけを優遇する措置であり、同時に投資活動へ注力できるほど資金量のある大企業に対しても優遇措置といえることから応分の負担を求めるべきである。

(3) 役員給与の損金算入について

使用人に対する給与は原則損金算入されるが、役員給与については、一定の給与以外のものは損金不算入となっている。

役員給与は職務執行の対価であり、恣意性のあるものなど課税上弊害があるものを除いて損金算入できるように見直すこと。

また、業績連動給与について経営者のモチベーションを高める観点から同族会社も一定の要件のもとに損金算入を認めるべきである。

(4) 慶弔費等の交際費からの除外について

法人が支出する交際費等の額は冗費を節約して企業の自己資本を充実し、企業の体質強化を図るという政策的見地等から法人税法上その全額又は一部の金額は損金不算入となっている。しかし、得意先、仕入先等の慶弔に際し支出する金品等の費用については社会通念上必要であるため、通常要する金額の範囲内であることを要件として交際費から除外すべきである。

(5) 中小企業の減価償却方法について

2016年度税制改正で建物附属設備及び構築物の償却方法について定率法が廃止され、定額法に変更された。

また、全ての固定資産についても定額法に一本化すべきとの議論があるが車両や機械装置などの固定資産は均等に価値が減少していくのでは、早期の費用化が抑制され、中小企業にとっては設備投資意欲の減退の懸念があるため定率法との選択適用を認めること。

所得税関係

1. 所得税の見直しについて

所得税は収入の多い人ほど適用される税負担率が高くなる累進課税制度となっているが、現行所得税負担率は合計所得金額が1億円をピークに所得金額が増加するほど減少する通減現象になっている。

これは株式の譲渡益や配当金、預貯金や債券の利子といった金融所得に税率の低い分離課税が適用されているため所得税の構造が逆進的になっている。令和5年度税制改正でようやく是正策がとられ、所得が約30億円を超える超富裕層だけが対象で格差是正には全く不十分である。

分離課税の大幅な引き上げを行い基幹税としての累進課税本来の機能を回復すべきである。

2. 災害控除制度の創設について

現行の雑損控除は災害による損失と盗難、横領による損失が同じ取扱いになっている。

近年は各地で大規模な自然災害が起きている。災害による損失は盗難、横領による損失よりも多額になっていて保険金で損失がカバーでききれないた

め雑損控除から独立した控除の創設を要望する。

3. 各種控除制度の見直し

所得税に関する各種控除は、社会変化に対応すべきであるが、現行制度の中で給与所得控除、公的年金控除の引き下げや基礎控除の引き上げ又、ひとり親控除の創設等により複雑化が著しく、事務負担などが増加しているため、整理・合理化を図るべきである。

整理・合理化にあたっては、税制だけではなく、社会保障制度の在り方なども一体として働き方改革にふさわしいものとなるよう多角的な検討を求め

4. 年少扶養控除の復活について

年少扶養控除は子供手当の創設に伴い、2011年度に廃止された。しかし2012年度には子供手当が廃止され、児童手当に改組された。児童手当は0歳から中学校卒業までの児童を養育している者に支給されるが所得制限があり、所得制限の前後で児童手当を含めた世帯収入の逆転現象が生じる問題もある。出産と子育ては全ての世帯にとって担税力が減殺されるものである。子育て支援は実効性があるべきであり、このような観点から児童手当のあり方を見直し、年少扶養控除を復活するべきである。

5. 源泉所得税の納付期限について

我が国の取引の決済はほとんどが月末に行われており、諸公課の納期限もおおむね月末となっている。源泉徴収

義務者の事務効率の観点から納付期限を給与等の支払月の翌月末日に、納期特例適用者の納期限は1月末日と7月末日に改めることを要望する。

消費税関係

1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

2022年10月から適格請求書等保存方式（インボイス制度）の登録事業者の申請が開始され、本年10月からの導入が迫り全ての事業者に対して、経理・納税方法の変更を強いるものであると同時に、免税事業者は適格請求書を発行できないため、取引から排除や不当な値下げを強いられるおそれが増える。課税事業者になることを選択することが考えられるが、法人と比べて売上の少ない場合が多い個人事業者にとっては、消費税の納税額は決して少なくない負担となり得るとともに、消費税相当額の転嫁が困難なケースもあることから、免税事業者の要件を満たしているフリーランス・個人事業者のほとんどは、このままだと適格請求書が発行できず廃業や仕事を失うリスクがあるという問題がある。これらを踏まえ令和5年度税制改正で登録申請における手続きの柔軟化や新たな負担軽減措置等が盛り込まれたが、あくまでも時限的な措置であり、期間がすぎれば全額納税することになる。

長年にわたり、帳簿および請求書等保存方式により、所得課税と消費税の計算が一体的に計算できる仕組みが定着していることから、インボイス制度の導入にあたっては、十分な期間を設

け、慎重に検討すべきである。

2. 軽減税率制度の廃止について

消費税の軽減税率制度は消費税率10%への引き上げ時に低所得者対策として実施されたが、キャッシュレス決済での買い物へのポイント還元、プレミアム商品券の発行等による政治的な「ばらまき」によって、歳入が歳入を上回る結果となった。

法人会はこれまで消費税増税について事業者の事務負担増、税制の簡素化及び税収確保の観点から、税率10%までは単一税率を要望してきた。「社会保障と税の一体改革」という当初の目的を達成するために軽減税率制度を廃止すべきである。

また、低所得者対策としては簡素な給付措置の実施を要望する。

3. 事業者免税点制度の廃止について

基準期間の課税売上高1,000万円以下の事業者は消費税の納税が免除されている。消費税は事業者、消費者の信頼の上に成り立っている制度であり、益税等その信頼性を損なう特例措置は廃止すべきである。

事業承認税制関係

事業承継税制の拡充

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっております。欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに中小企業が相続税の負担等によって事業が承

継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を免除する制度の創設を求める。

相続税・贈与税関係

1. 相続税の課税のあり方について

2013年の税制改正により、2015年1月1日以降の遺産に係る基礎控除額(5,000万円+1,000万円×法定相続人の数)が、(3,000万円+600万円×法定相続人の数)に引き下げられて課税が強化された。その結果、相続の課税対象割合は改正前の2倍程度になっている。課税割合が高すぎるため、基礎控除額を(4,000万円+800万円×法定相続人の数)に引き上げることを要望する。

2. 相続時精算課税制度非課税枠の拡大等について

相続時精算課税は一定の直系親族間の贈与に認められた特例として、2,500万円までの贈与には贈与税がかからず、贈与財産の種類、金額、贈与回数、年数に制限がなく早期に若年者に多額の財産を移転できるメリットはあるものの、内容の複雑さや、どんな場合に適用しているかが分かりづらく、利用したことから発生するデメリットもあり、利用する人が少ないことから令和5年度税制改正で新たに「1年110万円の基礎控除」の枠が加わり、2024年1月以降、相続時精算課税

制度を選択した人への贈与でも、年110万円までなら贈与税も相続税もかからず申告もいらなくなり、かなり使い勝手が良くなり利用する人が増える可能性は大きいと思われる。しかしながら、従来からある内容の複雑さとデメリットも残っていることもあり、利用する場合は相当の注意が必要とされている。非課税枠の拡大を含め更なる利用しやすい制度の見直しを要望する。

3. 贈与税基礎控除の引き上げについて

現行の贈与税の基礎控除額は2001年に110万円に拡大されて以来低い水準に設定されたままであり、資産が高齢者に偏在している。若年層への資産の円滑な移転の促進による消費拡大に寄与する観点からも贈与税の基礎控除額を現行の110万円から200万円への引き上げを要望する。

印紙税の廃止について

印紙税は契約者や領収書などの「紙」に課税されるが電子契約などデジタル文書には課税されないというのは極めて不合理であり、デジタルトランスフォーメーション時代にそぐわないため廃止を要望する。

地方税関係

1. 固定資産税の見直しについて

固定資産税は、特に土地、家屋の長期的な収益低下にも関わらず負担感が

大きいのが現状である。家屋の評価については、家屋評価担当者の建築に関する不十分な知識等により評価を見誤るケースもある。家屋評価の簡素化・合理化を図り、築後経過年数に応じた評価方法にするなど抜本的な見直しをすべきである。

また、近年、空き家、空き店舗が社会的問題となっている。建物の老朽化、腐朽、破損、雑草の繁茂等による景観の悪化や倒壊による周辺住民や通行人への危害、更に犯罪の温床にもつながりかねない。

空き家の解体には費用の負担増などによりなかなか空き家対策が進まない現状となっている。中でも、固定資産税の仕組みがネックとなっていて、土地の上に建物が建っていると最大で6分の1に軽減されるのに対して、建物を解体し更地にする事で固定資産税が最大で3〜4倍程度になってしまうという問題が生じる。

空き家対策を進める観点から建物を解体し、更地にした固定資産税の負担調整措置を講じる必要がある。

2. 償却資産に対する固定資産税の廃止について

償却資産に対する固定資産税は、中小企業にも課税されるため、中小企業の設備投資を阻害している。特に、製造業を中心とする多額の設備を有する企業においては固定資産税が高負担となっており、企業収益を圧迫し、企業競争力に悪影響を与える。国際的にも事業用資産に対する課税が稀であることから廃止を要望する。

3. 不動産取得税について

不動産業者が商品として仕入れる土地や建物は販売を目的として取得するもので取得者が使用するものではない。不動産取得税の減免又は免税を要望する。

4. 超過課税について

住民税の超過課税は主に法人が対象とされており、長期間にわたって課税を実施している自治体が多く、課税の公平を欠く安易な課税と言わざるを得ない。超過課税を実施している自治体は出来るだけ早く標準税率に戻すべきである。

5. その他

(1) 森林環境税の二重課税の解消と森林環境譲与税配布基準の見直しについて

森林環境税は2018年度の税制改正で導入され、2024年度から住民税に一律1,000円が上乗せされる。しかし、森林環境税は同じ森林整備の名目ですでに全国37府県と横浜市で独自に導入されていることから、導入している県にとっては、2024年度以降は「二重課税」となってしまう。制度開始までに二重課税とならないよう調整・対応が必要である。

また、森林環境税を財源として自治体に配る森林環境譲与税は、2019年度から市区町村及び都道府県への譲与が始まり、使い道が森林整備及びそ

の促進に関する費用とされているが、現行の配布基準は私有林人工林面積50%、林業就業者数20%、人口30%となっていて森林が少なく林業が盛んではない都市部に相対的に多い額が配分され、森林が多い自治体に十分な配分がされないような算定基準となっている。納税者から納得が得られる算定基準の見直しが必要である。

(2) ガソリン等税制の根本的な見直し及び揮発油への二重課税の解消について

揮発油税は道路の建設や修理を目的とするために使用される目的税として徐々に税率が引き上げられ、1974年にはガソリン1L当たり本則税率28・7円に25・1円を加えた53・8円の暫定税率が続いている。本来時限期間であるはずの暫定税率が長年にわたって、道路特定財源であったにもかかわらず、道路整備が行き届いた現在では本来の目的以外にも使われている。さらに、消費税が導入されて以降はこの揮発油税に消費税(5・4円)が課せられている。また同様に軽油も暫定税率となる軽油引取税1L当たり32・1円が課せられている。

近年の原油価格高騰は円安の進行とロシアのウクライナ侵攻後さらに拍車がかかり、ガソリンの高止まりは国民生活や経済活動に影響を及ぼし、ガソリンの全国平均価格が3か月連続で160円を超えた場合、ガソリン税を25・1円引き下げるトリガー条項の発動も検討されたが、政府は2022年1月からガソリンなどの燃料価格の上昇を抑えるため、石油元売り会社に補

助金を支給する「燃料油価格激変緩和策」を実施し、現在は1L168円を基準価格とした上で、それを上回る分について25円(上限額)までは全額を上限を超えた分についてはその半額を支給している。2023年1月から5月にかけて、この25円の上限額を毎月2円ずつ引き下げ、6月以降については段階的に縮小する方針を示しているものの、今後も原油価格の高騰が続けば、際限なく補助金(税金)の投入が続く悪循環に陥る可能性が大きい。また消費者にとってはガソリンが値上がりにしないのはありがたいが、結果的に別の形で消費者の税負担増は避けられないはずである。

政府はガソリン等税制の抜本的な見直しを2025年までに実施するとしているが、今後も原油が高止まりすることが予想されることから、国民生活や経済活動に必要な不可欠なガソリン等燃料の適正価格の在り方やエネルギー源の多様化や省エネ、脱炭素をどうするのかなど、今後を見据えたガソリン等の税制改革の実現と揮発油税への二重課税を直ちに解消することを要望する。

(3) ふるさと納税制度の見直しについて

ふるさと納税制度は大都市から地方へ税収移転を目的に始まった制度であるが、人気の返礼品がある自治体に寄付が集中し、自治体で税収を奪い合う構図が続いている。

総務省が公開したデータによると、2021年度の寄付額は過去最多の8,302億円に対し、46%にあたる3,851億円が経費になっていて住民

サービスに使われるべき税金の約半額が経費として消えている。

さらに寄付を受けた分から経費を引いた収支では全国の自治体の27%が赤字で、高止まりする経費が赤字の要因になっている。返礼品の調達として地元で落ちる分はましでも、少なくない金額が仲介サイトへの手数料として特定企業に流れ、ゆがんだ政策になっている。手数料の制限など制度見直しを検討すべきである。

(4) 租税教育について

租税教育は、少子高齢化がすすむ現在において、超高齢化社会の現役世代となる子供たちが、税の意義や税が果たす役割について、正しい理解を深めることは極めて重要であるため、学校教育のみならず、社会全体で取り組むべきものであり、その対象を大学生や社会人まで拡大するなど、国民全体で税について考える環境整備が必要である。

(5) 震災復興について

東日本大震災からの復興に向けて、2021年度から25年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、これまでの効果を十分に検証し、予算執行を効率化するとともに、原発事故の対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。

法律相談

退任登記未了の取締役の責任



古屋法律会計事務所

弁護士

古屋 俊仁

Q 「Y社（株式会社）は資金繰りに行き詰まっていた。Y社の代表取締役Aは会社を継続するため令和3年7月15日、X社（株式会社）から大量の商品を購入し、直ちに、他に安値で転売して資金を得たが、間もなく倒産した。そのためX社は商品の売買代金が回収できなくなった。Y社の登記簿にはA、B、C、D、Eが取締役として登記されている。しかし、Dは平成30年12月20日取締役を辞任しており、Eは令和1年5月30日任期満了にて取締役を退任していた。Y社の代表取締役AはD、Eの取締役の退任についての登記をしていなかった。X社はA、B、C、のみならずD、Eに対しても取締役の第三者に対する責任として、回収不能の売買代金相当額の損害賠償責任を追及したいと考えている。D、Eの責任はどうなるのだろうか。

1. 取締役の第三者に対する責任

A 取締役はその会社に対して忠実に職務を遂行する義務を負っている。この忠実義務について、業務を執行しない社外取締役の忠実義務の主たる内容は、業務を執行する代表取締役等の業務執行を監視し、会社に損害を与える業務執行を差し止めるようにすることであるとされている。それを怠っている場合には任務懈怠として会社に対して損害賠償義務を負う。

一方、会社に損害が発生しその結果第三者が損害を被る場合（会社の倒産により債権者に債権の回収不能が発生した場合など）、だけでなく会社に損害が発生しなくても、直接第三者が損害を被る場合の双方について、この任務懈怠により会社以外の第三者に損害が発生した場合には、この任務懈怠について悪意又は重大な過失があるときは第三者に対しても損害賠償義務を負うとされている。

2. 登記簿上の取締役の責任

質問の事例において、DもEも、代表取締役Aの設問記載の行為がされた令和3年7月15日頃の時点では、会社の取締役ではない。取締役ではないものが取締役の責任を負うということは通常はあり得ないことである。にもかかわらず取締役を退任しているD、Eについて取締役の責任の有無が問題になるのは、会社法第908条に次の規定があるからである。「会社法908条1、この法律により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。2、故意又は過失によつて不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。」取締役の退任は法律の規定により登記しなければならぬことになっている。したがって、取締役の退任の登記がされていないときは、DもEも自分が取締役ではないことを善意の第三者（質問の事例ではX社）に対抗できない。また、取締役を退任したのに退任の登記がされていないことを知りながら、あえてそのまま放置したような場合は、前条第2項の「故意または過失によつて不実の事項を登記した者」に該当すると評価される可能性もないわけではない。そうすると、D、EはX社に対する取締役の責任を追及されてもやむを得ないようにも思われる。しかし、前記のとおり取締役が第三者に対して責任を負うのは、取締役としての任務懈怠があり、それが悪意又は重過失である場合で

3. 判例の立場

ある。D、Eは取締役ではないのであるから取締役会に出席することでもできず、代表取締役の行為の差し止めや取締役会の招集等の監視義務を遂行する行為をすることができない状況にある。そのような者に対して、任務懈怠があり、それが悪意または重過失によるものである、ということとは相当困難である。

4. D、Eのとるべき行為

以上に記載したことを考慮して、D、Eは取締役の退任の登記を速やかに行うように登記申請者である代表取締役のAに申し出、その申し出したことの証拠（例えば申し出を書面等でし、その写しを保管しておくなど）を提出できるようにしておくことが重要なことになると考えられる。

税 務 相 談

消費税法改正

(インボイス制度) 導入直前

事業者の最終確認と留意点



東京地方税理士会 甲府支部

税理士 飯島 正樹

いよいよ令和5年10月1日よりインボイス制度が導入・開始となります。そこで事業者がこの制度に間違いなく対応するために必要な改正点のポイントと仕入税額控除の内容(改正内容)について再確認しましょう。

1. 消費税法改正のポイント

(1) インボイス制度の開始

令和5年10月1日から「インボイス制度(適格請求書等保存方式)」が開始されます。

インボイス制度の開始後は、売手側は買手である取引相手から求められたときは、「適格請求書(インボイス)」を交付しなければなりません。また、交付したインボイスの写し又は電磁的記録を保存しておく必要があります。買手側は原則としてインボイス又は「適格簡易請求書(簡易インボイス)」の保存が仕入税額控除の要件とされ、いわゆる免税事業者等(適格請求書発行事業者以外の者)から仕入れた場合は仕入税額控除ができないこととなります。

(2) インボイスとは

図表①

インボイスとは「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、請求書・納品書・領収書・レシート等書類の名称は問わず、一定の事項を記載した書類をいいます。インボイスを発行するためには、「適格請求書発行事業者」となる必要があり、「適格請求書発行事業者」となるには、国税庁への登録申請が必要となります。令和5年10月1日のインボイス制度の開始と同時にインボイスを発行できるようになるためには、令和5年9月30日までに申請しなければなりません。なお、免税事業者は適格請求書発行事業者になることができないため、消費

〈仕入税額控除〉

事業者が納付する消費税額は、課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて(「仕入税額控除」といいます)計算します。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額}^{\ast} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額}^{\ast}$$

(売上税額) (仕入税額)

※消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓
仕入税額控除

図表① 出典：「適格請求書等保存方式の概要～インボイス制度の理解のために～」国税庁、一部改変

インボイスの記載事項

インボイスには、従来の区分記載請求書の記載事項に加えて、登録番号と適用税率、税率ごとの消費税額等を記載する必要があります。また、当初発行したインボイスの記載に誤りがあった場合には、修正したインボイスを発行しなければなりません。

インボイスの記載事項は以下のとおりです。下線の項目は区分記載請求書に追加される項目です。

(株)〇〇御中: ⑥ 請求書			
××年11月分			
11/1	牛肉	※	5,400円
11/2	小麦粉	※	2,160円
⋮	⋮	⋮	⋮
11/30	ビール	③	6,600円
※ 軽減税率対象		③	合計 87,200円
(10%対象 40,000円)		⑤	うち消費税 7,200円
(8%対象 40,000円)		⑤	消費税 4,000円
		⑤	消費税 3,200円
④		①	登録番号 T1234567890123

- 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- 取引年月日
- 取引内容(軽減税率の対象品目である場合はその旨)
- 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜又は税込)及び適用税率
- 税率ごとに区分した消費税額等(端数処理は1請求書当たり、税率ごとに1回)
- 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

図表② 出展：国税庁リーフレット、一部改変

(3) インボイスの発行義務と発行方法等

① 発行義務

適格請求書発行事業者は、次のケースを除き、取引先から要求された際にはインボイスを交付する義務があります。また、交付したインボイスの記載に誤りがあった場合には、修正したものを交付しなければなりません。ただし、当初に発行したインボイスとの関連性を明らかにした上で、修正した事項のみを明示した書類を発行することもできます。

なお、インボイスの交付を受けた事業

② 発行方法

適格請求書発行事業者は、紙のイン

ボイスの課税事業者を選択した上で登録申請を行わなければなりません(登録における経過措置があります)。図表②

者側でインボイスの追記・修正を行うことはできません。

△インボイスの交付義務が免除になるケース▽
イ、公共交通料金(3万円未満のもの)
ロ、出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売
ハ、生産者が農協等に委託して行う農林水産物の販売
ニ、自動販売機及び自動サービス機での販売(3万円未満のもの)
ホ、郵便ポストに投函される郵便物

ボイスに代え、電子メールによる電子データの提供など電磁的記録（電子インボイス）を提供することができます。紙の請求書の内訳を電磁的記録で提供するなど、紙と電磁的記録を併用して提供することも認められます。

③ 保存義務

インボイスは、買手だけでなく売手側にも交付した書類の写し（控え）の保存義務があります。

また、電磁的記録（電子インボイス）を提供した場合には、その電磁的記録のまま保存することも可能です。

(4) 仕入税額控除の要件

仕入税額控除を受けるためには、インボイスだけでなく法定事項が記載された帳簿の保存が必要です。帳簿の記載事項は、改正前の制度と変更はありません。

△帳簿の記載事項▽

イ、仕入先の氏名又は名称

ロ、取引年月日

ハ、取引内容（軽減税率対象品目である旨）

ニ、取引金額

原則として「適格請求書発行事業者」から交付を受けたインボイス又は簡易インボイスの保存が仕入税額控除の要件とされますが、例外として「帳簿のみの保存により仕入税額控除が認められる取引」があります。以下の場合には適格請求書の保存が必要なく、一定の事項が記載された帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められます（注）。

（注）基準期間における課税売上高が1億円以下（又は特定期間における課

税売上高が5,000万円以下）である事業者は、制度開始から6年間、税込1万円未満の課税仕入れについても、帳簿のみの保存で仕入税額控除が可能です。

△帳簿の保存のみで仕入税額控除が認められる取引▽

イ、公共交通機関による旅客の運送（3万円未満）

ロ、入場券等が使用の際に回収されるもの

ハ、古物営業者による古物の購入（購入者の棚卸資産に該当するものに限る）

ニ、自動販売機及び自動サービス機からの商品・サービスの購入（3万円未満）

ホ、従業員等に支給する通常必要と認められる出張旅費、手当及び通勤手当 等

(5) 免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

適格請求書発行事業者以外からの課税仕入れについては、原則として仕入税額控除ができません。しかし、経過措置により一定期間は、免税事業者等からの課税仕入れについても、一定事項が記載された帳簿及び請求書又は電磁的記録を保存することにより、部分的に仕入税額控除が可能です。

図表③

図表④

(6) 小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置（いわゆる「2

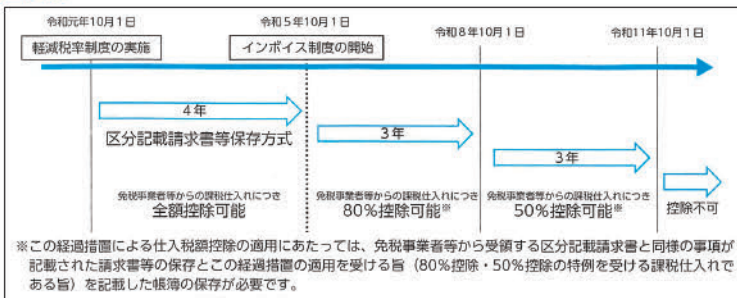
割特例」

令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間（注1）において、以下の①②の対象者は、納税額をその課税期間における課税標準額に対する消費税額（課税売上高に対する消費税額）の2割とすることができま

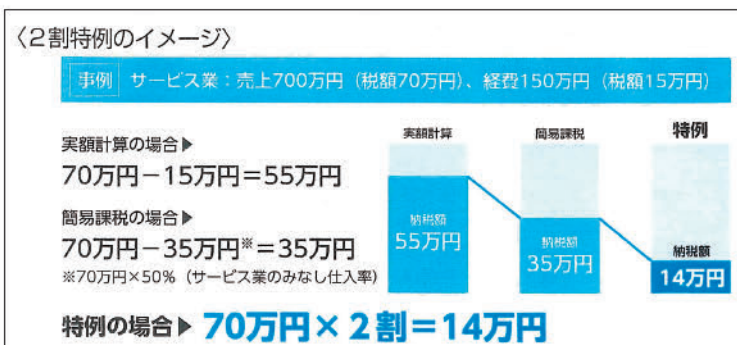
す。
① 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受け、登録日から課税事業者となる者
② 免税事業者が課税事業者選択届出書を提出した上で登録を受けてインボイス発行事業者となる者（注2）

課税仕入れの期間	仕入税額控除対象額
令和5年10月1日～令和8年9月30日	仕入税額相当額×80%
令和8年10月1日～令和11年9月30日	仕入税額相当額×50%
令和11年10月1日～	仕入税額控除は不可

図表③



図表④ 出典：「適格請求書等保存方式の概要～インボイス制度の理解のために」国税庁、一部改変



図表⑤ 出典：財務省HP「令和5年度におけるインボイス制度の改正について」小規模事業者向け納税額が売上税額の2割に軽減？、一部改変
令和5年度改正におけるインボイス制度の改正について：財務省

（注1）個人事業者にあつては、令和5年10月から12月の申告から令和8年分の申告まで対象
（注2）課税事業者選択届出書を提出していることにより、インボイス制度の施行前から課税事業者となる令和5年10月1日の属する課税期間を含む申告については、2割特例の適用を受けることはできません。ただし、その課税期間中に課税事業者選択不適用届出書を提出すれば、2割特例を適用できることとする特例が設けられています。

図表⑤

会社のための税情報

会社に関わる『様々な情報』をお伝えします。



(協力：甲府税務署)

源泉所得税

退職後に従業員に支給する給与等は、原則、税額表乙欄を適用して源泉徴収を行います。

甲府市内の法人C社において、従業員の甲さんが7月末に退職しました。

甲さんに対する8月20日支給の給料等に係る源泉徴収税額の計算方法について、経理担当1年目のAさんがベテラン職員Bさんに相談しています。

なお、C社の給料は、毎月月末締、翌月20日払となっています。



経理担当A

従業員の甲さんが当社を7月31日付で退職しましたが、この場合、8月20日に支給する給与について、税額表甲欄を適用して源泉徴収して良いのでしょうか。



ベテラン職員B

そうしたいところだけど、所得税法基本通達194・195―6で「給与所得者の扶養控除等申告書（以下「扶養控除等申告書」）」は、退職すると効力を失うとされているんだ。

だから、年の途中で退職した従業員に対して退職後に支給する給与等は、原則として、税額表乙欄を適用して源泉徴収を行う必要があるんだよ。



経理担当A

なぜ「扶養控除等申告書」は退職すると効力を失うのでしょうか。



ベテラン職員B

「扶養控除等申告書」は、主たる給与の支払者の1社に対してのみ提出できるんだ。年の途中で退職した従業員は、退職後に別の会社に再就職して、その再就職先に「扶養控除等申告書」を提出しているかもしれないからね。



経理担当A

では、その退職した従業員が別の会社に「扶養控除等申告書」を提出していないことが分かれば、当社に提出された「扶養控除等申告書」は効力を失わず、退職後に支給する給与について、税額表甲欄を適用して源泉徴収しても良いのですか。



ベテラン職員B

いい質問だね。

先ほどの通達で、退職後に給与等の支払をする時点で、その退職した従業員が他の給与等の支払者を經由して「扶養控除等申告書」を提出していないことを条件として、退職後に支給する給与等に係る源泉徴収税額は「扶養控除等申告書」が退職後も引き続き効力を有するものとして計算して差し支えないとしているんだ。ただ、退職後の給与支給日に、「扶養控除等申告書」を別の会社に提出していないことを確認することは難しいけどね。



経理担当A

そうですか。

では、退職後の給与等で他に気を付けることはありますか。



ベテラン職員B

今回は給与だったけれど、これが7月末に退職した従業員に対して12月に支給する賞与だった場合かな。

給与と同じように、退職後に支給する賞与に対して、原則乙欄を適用して源泉徴収することになるけれど、前月中の給与等の金額がない賞与の場合、特殊な税額計算方法になるので注意が必要だね。

自主点検チェックシート・ガイドブックについて(その7)

前は、点検項目のうち「Ⅳ. 損益関係」の「福利厚生費」、「旅費・交通費」、「交際費」についてご紹介しました。

今回は、「Ⅳ. 損益関係」の「賃借料」、「保険料」、「経費全般」です。

「Ⅳ. 損益関係」の点検項目は、次のように分かれています。

- | | |
|-----------------|---------------|
| ○売上 | ○交際費 |
| ○売上原価・製造原価・工事原価 | ○賃借料 |
| ○役員報酬 | ○保険料 |
| ○給料・賞与 | ○経費全般 |
| ○福利厚生費 | ○雑収入・雑損失 |
| ○旅費・交通費 | ○その他（消費税・印紙税） |

それでは、点検項目の中から、主なものをいくつかピックアップして見ていきたいと思います。

点検項目	ポイント
66 賃借物件の使用目的は明確にされていますか。	賃借物件の使用目的によって、消費税の課税区分が異なります。例えば、会社の事務所としての使用であれば課税取引になり、個人の住宅としての使用であれば非課税取引となります。消費税の課税区分を誤らないように注意してください。
68 支払保険料について資産性（保険積立金）の有無を確認しましたか。	契約書などにより、保険内容、被保険者、契約者などの契約内容を確認してください。保険内容によっては、支払保険料が損金の額に算入できるものと損金の額に算入できずに保険積立金として資産計上すべきものがあります。保険内容をよく確認して、処理の誤りがないようにしてください。
71 領収書の宛名は法人名（自社）となっていますか。	宛名が自社名以外（個人名・得意先・空白・上様など）になっている領収書はありませんか。 税務調査で宛名が自社名以外の領収書が発見された場合、取引の内容を調査して、会社の経費としては認められず申告の誤りとして指摘されることがあります。経費の適切な支出のためにもきちんと確認してください。
73 固定資産の付随費用及び修繕費については、その内容の分かる資料は保存されていますか。	固定資産の修理、改良等のための支出や取得の際の付随費用の有無を確認できるようになっていますか。 例えば、修繕費などの経費科目に計上しているようなものでも、固定資産の取得価額に含めるべきものや資本的支出として資産計上すべきものがありますので、注意してください。

山梨県からのお知らせ

消費税のインボイス制度 令和5年10月開始に向けてのご準備を！

インボイスを発行するためには、インボイス発行事業者の**登録申請**が必要です。
登録すると消費税の課税事業者となり、消費税の申告が必要です。
登録は**任意**ですので、貴社の事業実態に合わせて、登録をご検討ください。
登録申請手続を行う場合は、早期に登録通知を受けることができる**e-Tax**をご利用ください。

オンライン説明会や税務署での説明会・
登録要否相談会をご案内しております。

説明会日程



令和5年度税制改正関係



税負担・事務負担の軽減措置があります。

IT導入補助金・小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。

中小企業庁リーフレット



◆インボイス制度について詳しく知りたい方◆

- 国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要やQ & A、申請手続に関する情報を掲載しています。

特設サイト



◆インボイス制度についての一般的なお問い合わせ先◆

- インボイスコールセンター 0120 - 205 - 553 (無料)
9:00 ~ 17:00 (土日祝除く)

※ 個別の相談は所轄の税務署へ事前予約をお願いします。

- 「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」に、補助金、取引上のお悩み、経営など、各種ご相談先をまとめておりますので、ぜひご利用ください。

相談窓口一覧表



新入会員紹介 (令和5年4月～8月) (順不同・敬称略)

合同会社 環境計画設計

代表者 稲崎 昇一
業種 測量・建設コンサルタント
住所 甲府市相生 2-5-10 2F
TEL 055-225-5044
U R L http://www.epd.yamanashi.jp

株式会社 雅工業

代表者 浅川 一美
業種 管・土木工事
住所 甲府市古上条町 403-7
TEL 055-236-9002 FAX 055-244-7771

依田文人税理士事務所

代表者 依田 文人
業種 税理士事務所
住所 甲府市賈川本町 13-6 hanasora 店舗 2 階
TEL 055-288-8512 FAX 055-288-8513

株式会社 日本審査機構

代表者 川口 弘之
業種 ISO 審査
住所 甲府市上今井町 2460
TEL 055-236-9011 FAX 055-236-9066

WATANABE JEWELRY

代表者 渡邊 和久
業種 貴金属卸業
住所 甲府市千塚 5-6-31
TEL 090-6008-9053 FAX 055-251-6223

大森興業

代表者 大森 涼哉
業種 土木業
住所 中巨摩郡昭和町押越 2130
TEL 080-5195-5939 FAX 055-215-6556

株式会社 今井農園

代表者 今井 将彦
業種 農業
住所 北杜市小淵沢町上笹尾 2565
TEL 0551-36-3707

株式会社 菊原塗装店

代表者 菊原 鉄也
業種 塗装業
住所 北杜市小淵沢町 10078-14
TEL 0551-45-9363

武蔵屋本店

代表者 本多 長門
業種 飲食業
住所 甲府市相生 2-16-3
TEL 055-233-4041 FAX 055-233-4041

合同会社 富士モーター

代表者 佐野 朝明
業種 運転代行
住所 甲府市七沢町 313-1
TEL 055-225-3123 FAX 055-276-0105
U R L cebudaiko.com

研修会等の予定

○決算法人説明会・インボイス制度説明会

8月28日 山梨県地場産業センター

【内容】法人税についての注意点
消費税についての注意点

源泉所得税についての注意点

インボイス制度の概要・登録申請手続きについて

○新設法人説明会

9月13日 甲府法人会館

【内容】設立にともなう手続きと税金の申告・納税について
日常の取引に係る法人税法上の取扱いについて
源泉徴収事務について

○スキルアップセミナー 2023

各研修ともに甲府法人会館

○新入・若手社員フォローアップ研修

第1回(理論編) 9月19日

社会人としての心構え/ビジネスマナーの基本
言葉づかいの基本

第2回(実践編) 9月28日

電話対応/来客対応/訪問のマナー
報告・連絡・相談の基本

第3回(フォローアップ編) 1月25日

これまでの体験談/社会人として感じた課題
業務についての感想/職場におけるコミュニケーション
シジョン/課題の解決方法と理想の姿

○中堅社員スキルアップ研修 10月25日

コミュニケーション能力・チーム力向上研修

自分の心にもやる気を起こさせる3つの方法/ワーク
で学ぶチーム力向上の秘訣/チームのモチベーション
をアップさせる方法/1on1ミーティングの基本
/オンラインコミュニケーションのポイント/グル
ープディスカッション(異業種交流)

○女性管理職(プレ管理職含む)研修 12月5日

職場内コミュニケーション・コーチングスキル向上研修

職場内コミュニケーション/アドラー心理学の「勇
気づけ」/傾聴のスキル/叱るスキル/ほめる/承認
するスキル/1on1ミーティングの活用/グルー
プディスカッション(異業種交流)

発行所

公益社団法人 甲府法人会

広報委員長 興水 順彦

甲府市中央4丁目12番21号

TEL 055-2337-7774

印刷所

株式会社サンニチ印刷

発行日 令和5年8月22日

法人会 貸倒保証制度が 皆様の攻めの経営を サポートします!



与信管理を**貸倒保証制度**へアウトソーシングすることで、
経営者の皆様は与信管理の心配から解放されます!

「法人会貸倒保証制度」にお任せください

お取引先の法的整理事由または履行遅滞の発生により、売上債権が回収できない場合に
御社が被る損害の一定部分を保険金でカバーします。

Case ①

卸売業

お取引先が民事再生手続開始の申立てを行い、債務者に対する被保険者の売掛金債権が回収不能となった。

認定損害額

民事再生

668 万円

Case ②

製造業

お取引先が資金繰りの悪化で不渡り手形を出した。法的整理事由の通知があり、決済予定の手形が不渡りとなった。

認定損害額

不渡り

1,000 万円

※過去に記名プランで起きた事故例です

お見積はカンタン

無記名包括
プラン

まずは「売上高」と「業種」をご申告ください。

全お取引先を包括して補償対象とする「無記名包括プラン」で保険料を計算し、ご案内します。
無記名包括プランは保険期間中のお取引先の追加・削除の変更手続きが不要です。

記名プラン

補償対象のお取引先の選定条件によって保険料を抑えることができます。

専用の見積依頼書にお取引先と債権残高等をご記載ください。「記名プラン」にて補償対象を絞ることで保険料を抑えることができます。

お問合せ先

〈引受保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

山梨支店 山梨第一支社 担当：酒井

〒400-0858 山梨県甲府市相生2-3-16
TEL: 055-228-4331 FAX: 055-228-4385

承認番号：B22-903289 承認年月：2023年3月